

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の 別	整理番号	特区名	提案概要	法令等(各省確認後)	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	通知	4201	群馬がん治療技術地域活性化総合特区	高精度重粒子線照射システム(CT動画像に基づく、重粒子線照射技術)については、放射線障害の防止に関する構造設備の基準を満たした室であれば、制御装置が2つであっても、統合して操作するシステムがある場合においては、重粒子線治療装置とエックス線装置の同時ばくしゃを可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法施行規則第30条の14</li> <li>・医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年3月12日付医薬発第188号)</li> <li>・診療用粒子線照射装置に係る診療用放射線の防護について(平成20年3月28日付医政発第3号)</li> </ul>	放射線診療室内において、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置(以下「診療用高エネルギー放射線発生装置等」という。)とエックス線装置を同時に使用する場合には、共通した1つの制御装置を使用する必要があるとしていたが、厚生労働大臣の指定する放射線治療装置用シンクロナイザからの信号を用いて、診療用高エネルギー放射線発生装置等とエックス線装置の同時ばくしゃを制御する場合には、制御装置が2つであっても同時に使用できることとした。	「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年9月30日付け医政発0930第6号厚生労働省医政局長通知)にて措置済み。	厚生労働省	

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(2)検討中(改正時期調整中)

特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の 別	整理番号	特区名	提案概要	法令等(各省確認後)	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	法律	511 (512)	健幸長寿社会を 創造するスマート ウェルネスシティ 総合特区	明示的同意を受けた匿名化された健 診・レセプトデータの2次利用  (黙示的同意をうけた匿名化された健 診・レセプトデータの2次利用)	個人情報の保護に関する法 律	平成27年9月に改正された個人情報の保護に関する法 律及び今後公布される個人情報の保護に関する法律 施行令等の内容を踏まえ、「健康保険組合等における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16年12月27日厚生労働省)のQ&Aにおいて、詳細な 取扱いをお示しすることとしている。	平成27年改正「個人情 報の保護に関する法 律」の施行時期を考慮 し、公表	厚生労働 省	
2	法律 省令 告示	3242	ながさき海洋・環 境産業拠点特区	外国人技能実習制度の期間拡大の特 例措置を講じ、より多くの熟練した専 門技術の習得を可能とする特例措置 を行う。 ○拡大期間:5年間(現行3年間) ○根 拠:現行法在留期間の最大 年限(出入国管理及び難民認定法第 2条の2第3項) ○対象企業:県内大手造船所、及び 関連企業  ・平成22年7月の制度改正の趣旨を 更に十分理解し、対象企業等による講 習会開催など適切な管理体制をとるこ とにより、更に、制度の適正な運営を 行っていく。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2、出入国管理及び 難民認定法第20条の2第2 項の基準を定める省令  (出入国管理及び難民認定 法第2条の2、出入国管理及 び難民認定法第20条の2第 2項の基準を定める省令、 技能実習制度推進事業運営 方針(平成26年4月1日一部 改正 厚生労働大臣告示))	外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の 確保及び技能実習生の保護を図るため、「外国人の技 能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する 法律案」(以下「技能実習法案」という。)を平成27年3 月6日に閣議決定し、同日、第189回国会(常会)に提 出した。 技能実習法案には、管理監督体制の抜本的強化ととも に、優良な受入れ機関等における技能実習期間の延 長(最大2年間)等が盛り込まれている。	「外国人の技能実習の 適正な実施及び技能 実習生の保護に関する 法律案」を第189回国 会(常会)に提出してい る。	法務省 厚生労働 省	